

水路河川除草等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1. 本仕様書は、水路河川等の除草の業務要領を定めるものとする。
2. 受注者は、監督員の指示する範囲の水路河川について除草作業を行うこと。
3. 本水路河川除草業務委託は単価契約とし、発注予定数量は次のとおりとする。

軽作業 機械 $A = 36,000 \text{ m}^2$

軽作業 人力 $A = 6,000 \text{ m}^2$

重作業 $A = 10,200 \text{ m}^2$

樹木整姿工 $N = 180 \text{ 本}$

寄植剪定工 $A = 210 \text{ m}^2$

支障木伐採 $N = 15 \text{ 本}$

4. 別紙位置図の施工範囲は、原則、7月初旬から8月中旬までに施工し完了すること。施工範囲は広域である上、期間が短いため、期間内に業務を完了できる作業体制を確保すること。
5. 別紙位置図に定める施工範囲以外で、市民から除草等の要望がある場合は、その都度発注する。
6. 受注者は、除草作業に先立ち、実行組合等の水利権者、周辺自治会、隣接住民との協議調整を行うこと。
7. 受注者は、労働基準法、その他関係法令および規則を遵守し、労働者の雇用に遺憾のないようにすること。
8. 受注者は、業務施工にあたって道路法、道路交通法並びにこれらに基づく諸法規を遵守すること。
9. 本市並びに受注者は、必要に応じて、本仕様書に記載のない事項について協議するものとする。

10. 受注者又受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者(以下「従事者」という。)は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

第2章 施工管理

1. 施工範囲は、監督員の指示する箇所とする。
2. 刈り残しがないように施工すること。
3. 一般通行者及び車輛等の交通の障害にならないよう作業し、危険防止の対策を講じること。
4. 草の刈取り高については、5 cm 以下として施工しなければならない。ただし、現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高 5 cm 以下で施工できない場合は、監督員と協議すること。
5. 水路施設の状況を把握して、水路施設に損傷を与えないよう施工すること。
6. 除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工し、関係法令に基づき適切に処理すること。
7. 雑草刈取り後は、放置せず速やかに焼却処分場に運搬し焼却すること。
8. 処分関係図書に焼却処分伝票（コピー）を添付し提出すること。
9. 剪定については、強剪定（伐採を前提とした剪定）であり、監督員と協議後施工すること。
10. 除草作業には障害物（石、ゴミ）の除去・処分が含まれている。
11. 除草工（重作業）は水路内作業（手作業）で、流水面の草（水草含む）の除草である。

第3章 実施報告書

1. 施工箇所ごとに、実施数量を記入した位置図を提出すること。
実施数量は、少数第1位止め、第2位を四捨五入することとし、その根拠となる実施数量の丈量図等も合わせて記載すること。
2. 写真は、着手前、作業中、完了の3種類を提出すること。
除草箇所が広範囲に広がっている箇所は、全ての範囲が分かるよう、水路形状ごとに写真を撮ること。完了写真が無い場合、刈直しを命ずることがある。
3. 完了写真については、健全な状況であることが確認できること。
4. 提出用紙は、A4版とする。

第4章 その他

1. 通行人、通行車両の多い場所での作業は、飛び石が発生しないよう対策を徹底すること。
2. 施工中に施設を損傷した場合は、原因者において復旧又は、補修を行い、監督員に報告すること。
3. 当該業務を行うとともに、施設の損傷確認を行うこと。
4. 施設の損傷等を発見した場合は、監督員に報告し、監督員の指示を受けること。
5. この特記仕様書に定めない事項については、速やかに監督員に連絡し協議を行うこと。